

南部町立中学校部活動指針

平成30年4月
南部町教育委員会
(令和2年1月改訂)

1 部活動方針策定の趣旨等

南部町教育委員会では、「やまなし運動部活動ガイドライン」及び「やまなし文化部活動ガイドライン」の趣旨に則り、南部町立中学校の生徒にとって望ましい部活動の環境を構築するという観点に立ち、部活動が地域、学校等に応じて最適な形で実施されるよう、学校における体制整備等を推進するため、「南部町立中学校部活動方針」を策定する。

2 適切な運営のための体制整備

(1) 部活動の方針の策定等

校長及び部活動顧問は、生徒、保護者及び地域の理解や協力体制を整えるため、以下の点に取り組む。

- ◆校長は、学校教育目標の実現に向けて県ガイドライン及び南部町教育委員会が策定した方針に則り、毎年度「学校の部活動に係る活動方針」を策定し、公表する。
- ◆部活動顧問は、「学校の部活動に係る活動方針」に基づき、年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出する。

【公表する場の設定例】

- ・PTA総会等で学校経営方針とともに、部活動にかかる活動方針を説明する。
- ・「学校の部活動に係る活動方針」をホームページなどへ掲載する。
- ・全校の保護者が集まる機会に、部活動毎の懇談会等を設定して、活動計画について説明を行い、保護者への理解と協力を求める。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- ①町教育委員会は、部活動顧問を対象とする部活動指導に係る知識及び実技の質の向上、並びに学校の管理職を対象とする部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う。
- ②町教育委員会は、各学校の生徒や教員の数、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員を積極的に任用し、学校に配置することとし、部活動指導員の任用・配置に当たっては、定期的に研修を行う。
- ③校長は、生徒や教員の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、部活動顧問を複数配置し、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部活動を設置する。
- ④校長は、部活動顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教員の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての指導・運営に係る体制の構築を図る。
- ⑤校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認により、各部活動の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教員の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。
- ⑥体罰は、学校教育法第11条において禁じられている。校長、部活動顧問及び学校関係者

は、体罰等を厳しい指導として正当化することは誤りであり、決して許されないものであるとの認識をもち、それらを根絶する取組を徹底する。また、部活動内の先輩、後輩等の生徒間でも同様の行為が行われないように指導することが必要である。

⑦町教育委員会及び校長は、教員の適切な部活動指導の観点から、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

⑧町教育委員会及び校長は、生徒のスポーツ・文化環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ・文化団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等により、地域におけるスポーツ・文化環境整備を進める。

3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進

- (1) 校長及び部活動顧問は、部活動実施に当たっては、生徒の心身の健康管理（障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。町教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、適宜、支援及び指導・是正を行う。
- (2) 部活動顧問及び外部指導者は、休養を適切に取る必要があること、また、その活動内容に即しながら過度の練習が様々なリスクを高めること等を正しく理解するとともに、生徒が生涯を通じてスポーツ・芸術文化等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、分野の特性等を踏まえつつ、休養を適切に取り、短時間で効果が得られる指導を行う。また、専門的知見を有する養護教諭、保健体育担当の教師等と連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。
- (3) 関係団体等は、その分野の普及の役割に鑑み、部活動における合理的でかつ効率的・効果的な活動のための指導手引を作成することが望ましい。

4 適切な休養日等の設定

- (1) 部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活

を送ることができるよう、以下を基準とする。

- ◆学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。ただし、教育内大会2週間前の週休日の両日活動は、生徒の負担を考慮した上で活動を認める。その他の期間に両日実施する場合には、事前に校長の承認を得た上で、休養日を他の日に振り替える。
- ◆生徒の1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。（練習試合や遠征などで半日を超える場合は、事前に校長に承認を得て、保護者・生徒の理解を得た上で実施する。）

【留意点】

- ・長期休業中は、学期中の休業日の設定に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期休養期間（オフシーズン）を設ける。
 - ・きずなの日休養日とし、教員と生徒がふれあう時間を創出する。
 - ・定期試験前の一定期間は休養日とし、生徒が学習時間を確保できるように配慮する。
- (2) 校長は、「学校の部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、スポーツ庁ガイドライン及び文化庁ガイドラインを踏まえるとともに、県の運動部活動ガイドライン及び文化部活動ガイドライン並びに本方針に則り、各運動部活動の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各部活動の活動時間等を設定し、公表する。また、各部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行うなど、その運用を徹底する。

5 参加する大会や練習試合等の見直し

- (1) 町教育委員会は、学校の各部が参加する大会・試合・コンクール等の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会・試合・コンクール等に参加することが、生徒や部活動顧問の過度な負担とならないよう、大会等の統廃合等を主催者に要請する。
- (2) 校長は、生徒の教育上の意義や、生徒や部活動顧問、保護者の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。

6 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

- (1) 校長は、学校部活動が生徒の自主的、自発的な参加に基づくものであり、現在の部活動が、性別や障害の有無を問わず、生徒の多様な潜在的なニーズに必ずしも応えられていないことを踏まえ、技能等の向上以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行えるなど、生徒が参加しやすいような多様なレベルや生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができるよう考慮する。
- (2) 校長は、少子化に伴い、単一の学校では特定の分野の部活動を設けることができない場合

には、生徒の部活動参加の機会が損なわれることがないように、複数校の生徒が拠点校の部活動に参加するなど、合同部活動等の取組を推進する。

- (3) 校長は、部活動の統合や休部・廃部を検討する場合には、所属する生徒やその保護者に対して議論の過程や検討結果などを十分説明し、丁寧に対応する。
- (4) 町教育委員会及び校長は、家庭の経済状況にかかわらず、生徒がスポーツ・芸術文化等の活動に親しむ機会を充実する観点から、学校や地域の実態に応じて、地域の人々の協力、社会教育施設の活用や社会教育関係団体等の各種団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子どもを育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域における持続可能なスポーツ・芸術文化等の活動のための環境整備を進める。
- (5) 町教育委員会及び校長は、学校と地域・保護者が共に子どもの健全な成長のための教育、環境の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、地域・保護者の理解と協力を促す。

7 その他

本方針は、平成30年4月1日から適用する。

令和2年1月16日改訂